





得した財産を、指定開発促進機関が第十四条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程に基づき当該開発助成金の交付を決定するに際し付した条件に違反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

第三章の章名中「の助成」を「に関するその他の助成措置」に改める。

第十一條中「航空機等の国産化を図るため」を「航空機工業の技術水準の向上に寄与する航空機等の開発を促進するため」に改める。

第十二條中「航空機等の国産化のための設備の設置」を「航空機工業の技術水準の向上に寄与する航空機等の開発の促進」に改める。

「第四章 日本航空機製造株式会社」を「第四章 指定開発促進機関」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

(指定)

第十三條 第五条の指定は、通商産業省令で定めることにより、民法(明治二十九年法律第十九号)第三十四条の規定により設立された財團法人で開発助成金の交付の事業を行おうとするものの申請により行う。

2 通商産業大臣は、前項の申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある

四 第十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

五 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が、助成業務の適確かつ公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更

各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定その他開発助成金の交付の事業に係る業務(以下「助成業務」という。)の適確な実施に必要な知識及び能力を有するものであること。

二 助成業務の適確な実施に必要な経理的基礎を有するものであること。

三 その役員の構成又は助成業務以外の業務を行つている場合にはその業務の内容が助成業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際共同開発の効率的かつ円滑な促進を阻害することとなること。

(業務規程)

第十四条 指定開発促進機関は、助成業務の開始前に、当該助成業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定の基準に関する事項

二 一の国際共同開発の事業に対する開発助成金の交付の期間に関する事項

三 開発助成金の交付の申請及び決定の手続並びに交付の決定に際し付すべき条件に関する事項

四 前三号に掲げるものは、開発助成金の交付に關し必要な事項

五 第八条第一項の納付金の徵収に関する事項

六 前各号に掲げるものは、通商産業省令で定める事項

七 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が、助成業務の適確かつ公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更

すべきことを命ずることができる。

第十五条から第十九条までを削る。

第二十条中「会社は、毎営業年度の開始前に、

その営業年度の」を「指定開発促進機関は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、」に

改め、「資金計画」を削り、「定め」を「作成し」に改め、同条を第二十六条まで削る。

第二十一条から第二十六条までを削る。

第二十七条中「会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の」を「指定開発促進機関は、毎事業年度終了後、通商産業省令で定めるところにより」に、「及び損益計算書並びに営業報告書」を、「収支決算書及び事業報告書」に改め、「提出し」の下に、「その承認を受け」を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の三条を加える。

(開発促進基金)

第十七条 指定開発促進機関は、開発助成金の交付の事業に関する基金(以下「開発促進基金」という。)を設け、第五条の規定により政府から交付を受けた交付金及び第八条第一項の規定により徴収した納付金に相当する金額をこれに充てるものとする。

2 開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は、次の方針によらなければこれらを運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行つる銀行への金銭

4 指定開発促進機関は、開発促進基金に係る経理を、通商産業省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

(解任命令)

第十八条 通商産業大臣は、指定開発促進機関の

役員が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、第十四条第一項の規定によつて開発促進機関に對し、助成業務に對し、助成業務を適確に遂行するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十八条第二項中「通商産業大臣」を「前項に定めるもののほか、通商産業大臣」に、「会社に対し、業務」を「その必要の限度において、指定開発促進機関に対し、助成業務」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の二条、章名及び三条を加える。

(指定の取消し等)

第二十九条 通商産業大臣は、指定開発促進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて助成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第七条(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して交付金又は納付金を他の用途に使用したとき。

三 第八条第一項、第十四条第三項、第十八条

又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

は第十五条の規定により通商産業大臣の認可を受けた事業計画によらないで助成業務を行つたとき、又は助成業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定開発促進機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 助成業務に從事する指定開発促進機関

の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第十四号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員どみなす。

第二十八条の見出しを「監督命令」に改め、同条第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、指定開発促進機関が正當な理由がないのに助成業務を行わないことその他助成業務の実施を適切に行つていないことにより国際共同開発の促進に支障が生じてゐる認めるときは、指定開発促進機関に對し、助成業務を適確に遂行するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十九条第二項中「通商産業大臣」を「前項に定めるもののほか、通商産業大臣」に、「会社に対し、業務」を「その必要の限度において、指定開発促進機関に対し、助成業務」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の二条、章名及び三条を加える。

(指定の取消し等)

第二十九条 通商産業大臣は、指定開発促進機

が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて助成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第七条(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して交付金又は納付

金を他の用途に使用したとき。

三 第八条第一項、第十四条第三項、第十八条

又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第八条第一項、第十四条第三項、第十八条

又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。



えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 (通商産業省設置法の一部改正)

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のよう改訂する。

第五条第一項第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の二 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第二百五十号）の規定に基づき、交付金を交付すること。

第七条第一項の表航空機・機械工業審議会の項を削る。

#### 理由

近年における航空機工業を巡る事情の変化にかんがみ、航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び国際交流の進展に寄与するため、航空機等の国際共同開発に関する指針の策定、航空機等の国際共同開発を行う事業者等に対する助成金の交付及びこれにより収益が生じた場合の開発事業者等からの納付金の徴収等を行う機関を指定する等により、航空機等の国際共同開発を促進するほか、日本航空機製造株式会社が解散している実情に照らし、同社に係る規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





昭和六十一年三月三日印刷

昭和六十一年三月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C